

監査報告書

2026年6月1日

学校法人 酪農学園

理事会 御中

評議員会 御中

監事 桶谷 洋幸



監事 小坂橋 正人



私たちは、私立学校法第52条第1項に基づく監査報告を行うため、学校法人酪農学園寄附行為第29条第1項第1号の規定に従い、学校法人酪農学園の2025年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の業務及び財産の状況並びに理事の業務執行の状況について監査を行った。

私たちは監査にあたり、学校法人酪農学園監事規程に準拠し、私たちが必要と認めた監査手続を実施した。その結果を下記のとおり理事会及び評議員会へ報告する。

1. 監査方法の概要

私たちは、随時、理事会及び評議員会に出席したほか、理事などから業務の執行及び財産状況についての報告を聴取し、かつ、寄附行為第69条第1項に定める事業報告、その附属明細書、計算書類(貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書及び資金収支計算書に基づき作成する活動区分資金収支計算書)、その附属明細書及び財産目録や関係書類の閲覧など必要と認められる方法を実施、業務の適法性と妥当性を検討し、財産状況を調査した。

また、会計監査人である監査法人ライトハウスから、会計監査の計画、方法、監査品質に関する方針及び会計監査報告を受け、計算書類等の正確性を検討した。

2. 監査の結果

(1) 計算書類について

学校法人酪農学園の計算書類、計算書類の附属明細書及び財産目録は、学校法人会計基準並びに関連諸規定に沿って適正に処理されている。

(2) 業務執行について

学校法人酪農学園の業務に関する意思決定や執行は適正な手続きを経て行われており、理事の業務執行に関する不正行為は無く、法令及び寄附行為に違反する重大な事実は認められなかった。また、事業報告及び事業報告の附属明細書についても、適切に作成されている。

以上